

令和6年 第7回松前町農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和6年7月25日（木） 午前9時30分～午前10時20分
- 2 開催場所 松前町役場6階会議室
- 3 出席委員（14人）
- 4 欠席委員（0人）
- 5 議事録署名人の指名について（2人）
- 6 議事日程
議案第166号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件（2件）
議案第167号 農用地利用集積計画の決定の件
- 7 農業委員会事務局職員（4人）

8 会議の概要

○事務局

ただ今より令和6年第7回松前町農業委員会総会を開催します。それでは、議長よろしくお願いします。

○議長

～あいさつ～

本日欠席者はいません。松前町農業委員会会議規則第7条の規定により在任中委員の過半数が出席しておりますので会議は成立します。

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、12番〇〇委員、13番〇〇委員、両名を指名します。

それでは、議案審議に入ります。議案第166号農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 〇〇、田、面積309㎡

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇

転用目的 露天貸駐車場

所有権移転

農地区分 2種農地

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、農業委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員

申請地は、西側にお墓が隣接し、いびつな形となっており、耕作には適さない土地となっています。今回、転用目的は露天貸駐車場となっており、進入路は南側の水路に掛かっている床板を使用するとのことで問題ないと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありますか。

〇〇〇委員

西側のお墓は個人のお墓ですか。

〇〇〇委員

個人のお墓です。

〇〇〇委員

このお墓へは進入できるのでしょうか。

〇〇〇委員

お墓の西側の田と東側の田の間に床板がかかっており、お墓までは 50cm 程のコンクリートでできた通路があるのでそこを通って進入できます。

〇議長

他に質疑はございませんか。

〇委員

質疑なし。

〇議長

それでは、採決を行います。受付番号 1 番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

〇全委員

賛成の挙手

〇議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

〇議長

続いて、受付番号 2 番について、事務局より説明を求めます。

〇事務局

土地の表示 〇〇、田、面積 1,237 m²

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇

転用目的 児童発達支援センター

建築面積 421.91 m²

所有権移転

農地区分 2 種農地

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

申請地の東側に隣接する宅地を一体的に利用し、児童発達支援センターを建設します。隣接する宅地は、既存宅地であり、現在居住する人はおらず更地になっています。譲受人は、○○でも同様の児童発達支援センターを運営しています。今回のセンターは、申請地と宅地部分にまたがって北側部分に建築されます。通所形式のセンターであり、車の出入りも多いため、南側は駐車場として利用されます。排水については、北側の水路に流すとのことで、問題ないと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありますか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号2番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第167号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について、松前町長から決定の依頼があったので、委員会の意見を求めるため提案いたします。事務局より説明を求めます。

○事務局

設定する利用権の種類 使用貸借権

利用権設定の期間 2年10か月

利用権の設定を行う件数 1件

利用権を設定する面積 1,183 m²

利用権を設定する作物 水稻

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○○○委員

所有者の○○さんは現在亡くなられていますか。

○事務局

確認できていません。

○○○委員

おそらく亡くなっていたかと思います。該当地はこれまでも○○さんが耕作していたものの、利用権の設定をしていなかったもので、きちんと手続きを踏んでおこうということで今回提出があったものです。

○議長

提出されている書類は○○さんの名前で提出されていたのですか。

○事務局

どなたの名前で出されていたかはすぐにはお答えできませんが、法定相続人等を記載する欄に配偶者等の氏名が記載されている場合は書類を受け付けているため、今回の場合も同様に受付をし、名義人として掲載されている状況です。

○○○委員

売買の場合は相続をしないと手続きはできないという認識で間違いないでしょうか。

○事務局

譲渡人の方が申請書提出後に亡くなれていることが分からずに許可が出た場合は、許可は有効です。譲受人が亡くなれていることが分からずに許可が出た場合は無効となります。

○議長

他に質疑はございませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。議案第 167 号について、異議なしの方、挙手を

お願いします。

○全委員
賛成の挙手

○議長
全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長
議題については、以上で終わりとなります。次回の総会について、事務局
お願いします。

○事務局
次回の総会日程を読み上げ。

○議長
以上を持ちまして、本日の日程は終了しました。これにて散会します。